

## 平成 22 年度第 2 回 御嵩町環境審議会議事録要旨

### 1. 日時

平成 22 年 11 月 29 日 (月) 19:00 ~ 22:00

### 2. 場所

御嵩町役場 本庁舎 2 階 第 1 委員会室

### 3. 内容

#### (1) 議事

前沢地内で計画された産業廃棄物処理施設 (感染性産業廃棄物) について (諮問)

- ・ 手続きについて
- ・ 経過について
- ・ 今後の進め方について

### 4. 前沢地内で計画された産業廃棄物処理施設 (感染性産業廃棄物) について (諮問)

(町長挨拶及び諮問主旨)

御嵩町環境基本条例の中では環境に負荷を与える事業については、環境審議会に意見を求めると条例で定められています。今回の件は御嵩町にとって大変重要な問題と思っています。委員の皆さんのご意見をお伺いし、その答申をいただきたいと思っております。この件については、時間があまりございませんが、慎重なご審議をしていただき、御嵩町の向かっていく方向性についてご検討いただきたいと思っております。

色々意見があることは十分承知しております。皆さんは、御嵩町で亜炭廃坑が落盤して家屋被害が出ていることは、よくご存知だと思います。今日の議会の冒頭挨拶で申し上げた内容の一部をお知らせしておきます。亜炭廃坑対応についての報告の後に、産廃問題について私の主観を述べたものです。

「いわゆる迷惑施設には、応分の負担という考え方がされます。私は、迷惑施設である産廃処理施設については、第 2 の亜炭鉱害問題と位置付けております。時代背景も扱うものも全く異質な事業であります。国として必要性の高い事業であること。許可権は町にない事業であること。民間の事業であること。将来に亘り安全性の責任が明確でないこと。などが、亜炭廃坑問題とほとんどが共通しております。過去応分の負担以上の責任を果たし、今なお、負の遺産に苦しむ町の首長として、ことに当たって参りたいと考えております。」

これをどう受け取っていただくかわかりませんが、私が一番懸念しておりますのは、先の産廃問題について、客観的に受け止められているかどうか大変疑問を感じています。例えば、前回の産廃問題では、柳川前町長は反対を表明していたと解釈している方がいるかもしれませんが、柳川前町長は先の問題について、一度として賛成、反対も明言されておりません。住民投票において、町民の反対が多ければ、町有地の処分をしないということでありました。都市計画法第 32 条につきましても、県からの質問事項に対し、これも反対も賛成ともお答えにならず、「住民投票の結果を尊重します」という答えに留められております。再度の質問の 2 回目の回答でも「住民投票の結果を尊重します」という回答で必要かつ十分であると述べております。行政としては、賛成である、反対であるは言える立場ではないと考えています。そのバックボーンとなり、判断の基準となるのが、地域住民であり、御嵩町民であり、町民の中からの審議会委員の皆さんの意見であり、町民を代表する議会議員の皆さん

の意見が判断の基準になっていると思っております。こうした意味では、今回諮問させていただきまして、皆さんにご意見をいただきまして、私自身のこの問題に対する今後の対応が変わってくるのは、事実であります。是非、その点について、慎重に審議をしていただきたいと思います。

本日は、今回の前沢地区の中間処理施設計画について所感を述べましたけれども、なかなかはっきりした文言が使えないこともあり、まどろっこしいところではあります。そのあたりも、是非ご理解いただき、皆さんにご意見をいただきたいと思います。議会の役割、住民の役割は、非常に重いものだと思っております。

前回の産廃問題では、当時の議会についての話が出ず、評価は低いのですが、当時私は1年生議員でありました。議員として、1カ月半しか経過していなかったのですが、しっかりと法令も勉強しながら、何ができるかを基本に活動しておりました。全く産廃計画が水面下にあり、状況があまりわからないなかで、平成7年9月定例会において、一般質問に対する柳川前町長の答弁で、県に凍結を要望すると述べられました。それに対して、町民も凍結の要望の請願に動きました。請願審査の時間も無いなか、町議会として何ができるか徹底的に議論し、凍結を議会として議決するに至ったことが、柳川前町長のある種のバックボーンとなりうる存在になっていったというのが現実だと思います。こうした検証がほとんどできておりませんので、何をしたいのかわからないという方がたくさんいると思います。しかし、少なくとも町民の皆さんについては、自分の思いを語っていただければ十分かなと思っております。当然、法律に沿った考え方を行政はしていくわけですが、少なくともその中でも行政の仕事として町民や地域住民の方の思いを汲んでいくことが最大の仕事だと思っております。是非、その点について皆さんにご議論いただきたいと思います。

私は明日、東京に行きますので、青山学院大学の教授に、この件に関する対応などについても相談させていただく予定です。行政としてしっかり仕事をしていきたいと思っておりますので、委員の皆さまにもしっかりとした議論をお願いいたします。

(質疑)

委員：11月25日に事業者の地元説明がありました。何か新しい情報は得られたか。

町長：前沢自治会の例会で、事業者が一方的に説明しただけで、足りない部分については、事業者が十分な説明ができなかったという報告を受けています。前沢の方々も、大変な廃棄物が処理されるということであり、心配されているのも現実です。

委員：「何故、事業者が御嵩町に」という思いがある。前の産廃事業者が申請を取り下げたところに、また同様な計画。また、ものが言えないようになることを心配している。納得できない。前の産業廃棄物最終処分場には反対したが、今度の計画は、簡単によしではいけないと思う。

町長：私が経営者であれば、御嵩は選ばない、選択しないと思います。御嵩を選択した感性が、理解できません。事の重大性や御嵩がどういう町であったのかを、軽くみているように思います。7月12日に前の産廃事業者が全ての書類を取り下げたので、年内にいいニュースを出せると思っておりました。私としては大変不愉快です。

委員：逆に前の産廃事業者の立場からすれば、もし町が受け入れると、今までのお金の問題にも影響が及ぶのではと思う。

町長：この問題は御嵩だとマスコミが大きく報道します。必ず、この問題の報道の後で過去のことを報道されますので、前の産廃事業者も大変迷惑と言っていると聞きました。

委員：諮問の回答期限は、いつまでかを教えてほしい。

町長：今回は条例に基づいて回答しており、県は最大限尊重してくれていると思っています。事業者が越えなければいけないハードルは高い。県の事業者への回答など、県の処理期間もかかります。何年もかけるわけにはいかないなので、数か月でお願いしたい。

委員：現在、前沢の現場は、埋め立てられている。看板をみると、事業者は町内の土木事業者。町として、イメージが悪いのではないか。

町長：7・15災害の復旧工事に伴う残土などの仮置き場となっています。

委員：とても仮置きしているようにはみえない。雨が降れば前沢ダムに土砂が流れ込む危険性がある。

町長：農林課の関係も含まれますか。

事務局：建設課が津橋で道路復旧工事をしている。そういう話ならば、建設課から指導させます。

委員：新聞報道等では、廃棄物がオムツなどと報道されている。感染性産業廃棄物なのに住民には断片的な情報しか伝わっていない。情報提供、情報公開をする必要があると思う。

町長：情報公開については、県への回答も公開している。本来、県の文書や事業者の文書などは、基本的には相手に確認をとり、公開しなければいけないが、この件では、御嵩町の文書は原則公開とし、公開請求がなくても常に閲覧していただける状態にする予定です。

事務局：ホームページでも公開する予定です。

町長：御嵩町は原則公開とします。

委員：請求による情報公開ではなくて、積極的な情報提供が必要。感染性廃棄物についてもわかるようにしてほしい。

町長：今回の廃棄物処理施設は、廃プラスチックの破碎施設で処理されるが、中身は医療系感染性産業廃棄物ということが明らかになった。多くの町民に聞くと、大変危機感をもっていると知りました。御嵩町として、知り得た情報は出していきたいと思っています。

## 5．産業廃棄物処理施設設置計画の手続き及び経過に対する事務局の説明と委員の主な意見

### (事務局説明)

- ・10月12日に県中濃地域振興局に事業者より事業計画書の提出があったが、事業内容については、御嵩町では11月2日に初めて書類を受け取りました。ただし、県より10月に計画の提出があり、内容については審議中という電話連絡をいただきました。
- ・事業者によると、医療系廃棄物は現在99%燃やされているが、今回の処理方法は、加水分解設備により、リサイクルを目的としています。
- ・処理方法としては、225以上の加熱で、水が気体でも、固体でも、液体でもない亜臨界の領域になるため、プラスチックは破碎されるが、湿気を帯びているので、温風で乾燥させます。その際に蒸気が出るので、集塵、脱臭設備にて処理される。その他の鉄(注射針)であるとか、ガラスはそのまま残るとのことです。なお、滅菌されているので、通常と同じものとして、鉄は鉄、ガラスはガラスとして資源として利用させ、破碎された粉状の廃プラスチック類は固形燃料として利用されるということです。
- ・県の手続条例は、今年の1月1日付けの施行であり、条例が施行されてからは御嵩町は3例目。
- ・11月25日の地元(前沢自治会)説明会は県の手続条例に基づいたものではなく、現在、町は(ステップ1の)回答をしており、県が審議中という状態にあります。

### (質疑)

委員：この事業者は、御嵩町と過去に取引がある事業者ですか。

事務局：町営住宅の取り壊しを請け負ったことはあります。現在は、指名願いは出ておりますが、町より発注はありません。

委員：この事業者は過去に感染性廃棄物の扱いはあるのですか。

事務局：今までは、建物解体業、コンクリート破碎などの中間処理で、今後の収益性を加味し、この事業を新たに始めるということ聞いています。

委員：医療系廃棄物処理施設であるのに、種類は廃プラ処理施設となっています。これは、表面的に、プラスチック処理だけなら、それほど問題ではないとなります。

事務局：廃棄物処理法の種類の中で、この施設が一番当てはまるのは廃プラスチック処理施設だと判断し、県は廃プラ破碎施設で申請を受付けたようです。

委員：事故などがあって汚染された場合は誰が責任をとりますか。事業者にその能力はありますか。

事務局：責任は当然、事業者です。能力はわかりません。

(委員の意見)

- ・排水について記載がないが、給水はある。水を扱う場合はどういう処理をするか事業計画ではわからない。菌が前沢ダムに流れ出た場合のことを懸念する。
- ・申請上、給水不要となっている。町民は安くない水道料金を支払っているのに地下水を大量にくみ上げて使用するとしたら問題だ。
- ・事故は絶対に無いということは無い。汚染の危険性について認識しているか疑問。
- ・特に事業者には感染性廃棄物処理の実績が無い。万が一の事態が起こった場合も考慮の必要性がある。
- ・事業計画書において、処理物の中で非感染性廃棄物が50%と書いてある。非感染性廃棄物について、処理方法は記載されていない。内容次第によっては、ひっくりかえる。また、医療系廃棄物の受け入れ先が記載されているが、これについても資料がない。
- ・前沢ダムの地域には希少野生生物が生息している。
- ・何故、御嵩なのか。とんでもないというのが、一般住民の気持ちでないのか。
- ・事業者の資質は全力を挙げて、色んな角度から調べるべき。話しにならない事業者であれば、排除する努力をするべき。新技術を取り入れていても、災害時などに責任をとれない会社ではいけない。
- ・事業者は、機械が安全だということだけを言っている。温度も上げ、圧力も上げる機械を、一体いつから作っているのか、安全が確認できない事を一番心配している。

## 6. 審議の進め方に対する委員の主な意見

(委員の意見)

- ・町長が色々な影響が懸念されると言っている。その懸念を私たちが答え、意見することが、役目。懸念される部分を審議会が大まかにくくり、それを保留している回答にすればよいのでは。
- ・今後審議会に事業者を呼んで聞いてみようという意見があってもよいと思う。町ではなく、事業者にも直接聞くことも必要。賛成、反対ではなく、問題を指摘をすることで、町民へ適切な施設ではないことが広まっていく。
- ・この設備で実際に稼働しているところの情報を掴むとよい。
- ・感染性廃棄物はボックス中に入れてしまうので、中身はわからない。そうした懸念材料を挙げて、クリアしているのかどうか検証が必要である。
- ・この施設は3例目であり、判断が難しいが、他の事例などから勉強するべき。
- ・門前払いもという方法もあるが、掘り下げたの検討も必要。事業者の補償能力も考える必要がある。その中で、ノーを突き付けることも一つの方法。
- ・今後の進め方では、事業者を呼ぶ方法、専門家を呼んで学習会という方法がある。あまり細かく入らないで、懸念される材料を検討していくことが、最初に行うべきこと。
- ・次回、懸念される事項を検討していくべき。

- ・経験者、見識者などの専門家から知恵を拝借して、医療系廃棄物がどのようなものかを知る必要がある。
- ・事業計画が曖昧。何故、この場所という理由は、収益的に優れている事業であること、いい場所に建物があったということだけが理由。疑問を出しながら、どのような会社なのかを公平な立場で確認しないと説得力がないと思う。
- ・前回も最終的には住民の方が判断した。柳川前町長自身は賛成も反対もしていない。今回も行きつくところは同じ。将来必要な施設として考えていかないといけない。簡単に切り捨てるのではなく、検討した上での議論、反対が必要だと思う。
- ・実際稼働している場所へ行かないとわからない。許可、誘致などの理由も地元、自治体などから聞ける。危険性についても、実例として、データで出る可能性がある。住民を取り込んだ環境アセスメントとして中間検査なども実施していると思う。そうしたことで、安全を確認しないといけない。
- ・こうしたことに詳しい先生方に、お聞きするとの確かな意見が聞ける。
- ・事業者の資質調査は、町ではできないのか。今の段階では噂しかわからない。事業形態や役員など、指名願の内容や資本金などの記載で公開できるとよい。

#### 【結論】

- ・色々懸念される材料があるが、各委員で次回までにこの資料により検討を行い、懸念について出し、これらの問題に対し、今後の方針を決めていく。
- ・疑問や懸念について書き出し、検討し、それと並行して、研究・学習の方法も検討する。